

(地Ⅱ24)  
平成29年4月20日

都道府県医師会  
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松本吉郎

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省では平成28年度厚生労働省委託事業「治療と職業生活の両立支援等支援事業対策事業」において、事業場における治療と職業生活の両立支援のガイドラインの参考資料として「脳卒中に関する留意事項」、「肝疾患に関する留意事項」の検討を行いました。各留意事項については、平成29年3月22日付け日医発第1289号（地Ⅱ252）をもって、ご通知いたしております。

この度、これまでのガイドラインに脳卒中と肝疾患に関する留意事項を追加したガイドライン（平成29年3月印刷）が作成されましたので、1部同封いたします。

本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

本ガイドラインは、厚生労働省ホームページ  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>) 上でも公表されておりますことを申し添えます。



平成 29 年 4 月

関係団体 各位

「事事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」  
送付について

「治療と職業生活の両立等の支援対策事業」事務局

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、みずほ情報総研株式会社は、厚生労働省から委託を受け、平成 27 年度「治療と職業生活の両立等支援対策事業」を実施致しました。

平成 28 年度厚生労働省委託事業「治療と職業生活の両立等支援対策事業」では、有識者、医療機関関係者等からなる委員会・作業部会のもと、事業場における治療と仕事の両立支援のガイドラインの参考資料として「脳卒中に関する留意事項」「肝疾患に関する留意事項」の検討を行い、同封のパンフレットを作成いたしましたので、広く関係者の皆様への周知にご活用いただきますようお願いいたします。パンフレットは、厚生労働省ホームページ上でも公表しているほか、全国の都道府県労働局、産業保健総合支援センターにも送付しておりますことを申し添えます。

謹白

記

・事業場における治療と仕事の両立支援のガイドライン

※参考資料として「脳卒中に関する留意事項」「肝疾患に関する留意事項」が追加されています

以上

※厚生労働省 治療と職業生活の両立について：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

<ガイドラインに関するお問合せ先>

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5253-1111（内 5578）

【委託元】厚生労働省労働基準局（安全衛生部労働衛生課）

【委託先】みずほ情報総研株式会社